

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 8 号

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例施行規則（平成 2 3 年山鹿市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 1 8 条第 2 項」を「法第 1 8 条第 2 項」に改め、同条第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 3 号中「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 4 号中「山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例第 6 条第 3 項」を「同条第 6 条第 3 項」に改める。

様式第 5 号中「（署名又は記名押印）」を削る。

様式第 6 号中「（署名又は記名押印）」を削り、「山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例第 7 条第 1 項」を「同条第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。